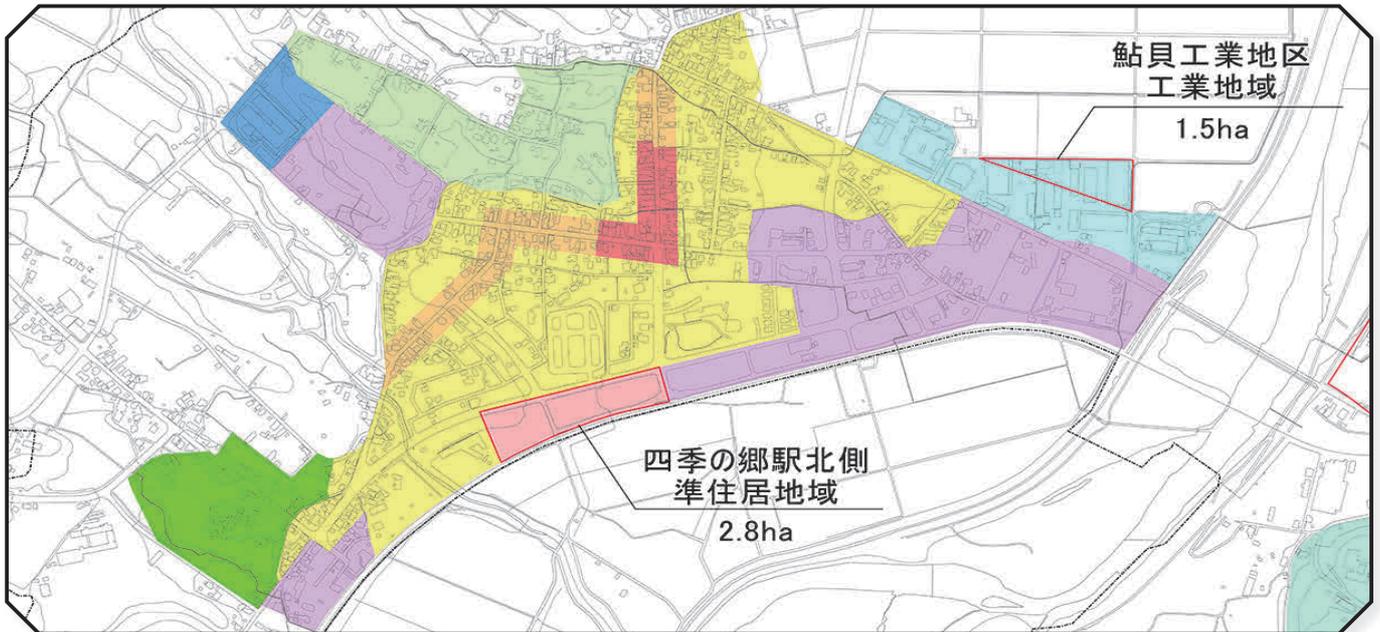
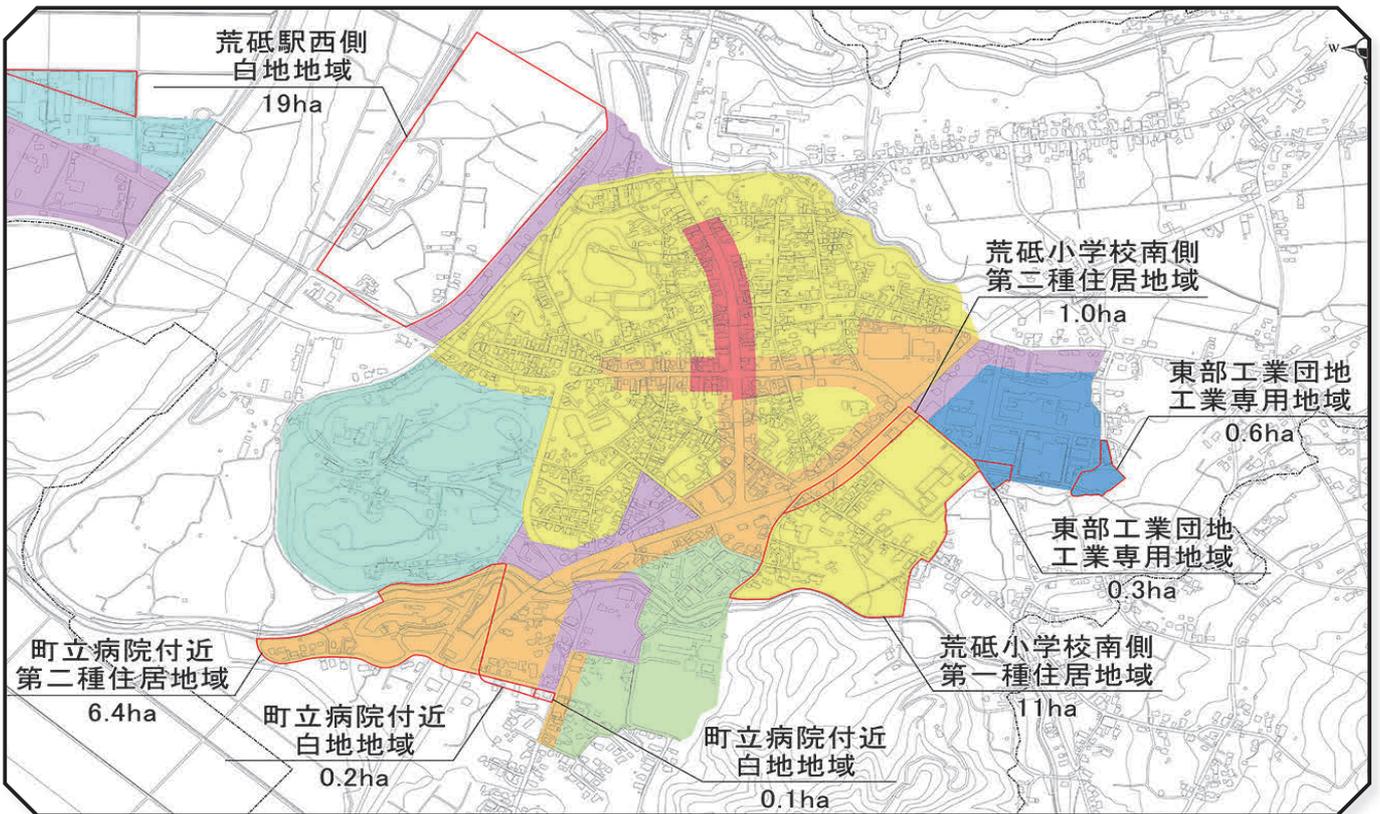


白鷹町用途地域見直し素案図

【川西地区】



【川東地区】



【凡例】

変更区域

都市計画区域

用途地域

第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域

第二種住居地域

準住居地域

近隣商業地域

準工業地域

工業地域

工業専用地域

用途地域の見直しの素案がまとまりました

◆用途地域とは

都市計画には土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの計画があり、このうち土地利用に関する基本的な事項を定めたものが用途地域です。用途地域は13種類に区分けされており、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さ等について制限することで、良好な市街地の形成と住居、商業施設、工業施設などの適正な配置を誘導しようとするものです。

◆なぜ見直しを行うのか

適切な住環境整備保全や秩序あるまちづくりを進めて行くため「白鷹町都市計画マスタープラン」と「白鷹町立地適正化計画」に基づき、現在の土地利用の動向を勘案しながら、良好な市街地形成と合理的な土地利用の促進を図るために見直しを行います。

◆見直し箇所

白鷹町都市計画マスタープランの中で整備プログラムとして明記され見直しを行う地域は、四季の郷駅北側、荒砥駅西側、荒砥小学校南側、町立病院周辺の4地区となります。現在市街化が進む町立病院周辺や荒砥小学校南側については、住居系用途地域を新規指定することで良好な住環境の維持に努める一方、荒砥駅西側は将来的な開発が見込まれないことから指定の解除を行います。また、鮎貝工業地区と東部工業団地の工業系のエリアについては、現状の土地利用形態に即した用途地域の見直しを行い、四季の郷駅北側については、低未利用地解消のため用途の変更を行います。（次ページの白鷹町用途地域見直し素案図をご参照ください。）

◆今後のスケジュール

説明会でのご意見を参考に必要に応じて見直し案をまとめ、その後、白鷹町都市計画審議会へ付議を行い令和4年4月での都市計画決定・告示を予定しています。

【見直しフロー】

（素案事業説明会の開催
8月5日・6日・10日）

見直し案作成

づく都市計画法第17条に基
づ都市計画案の縦覧

白鷹町都市計画審議会
に付議

都市計画決定・告示

◆住民説明会について

用途地域見直し素案の説明会を次の日程(計3回)で開催します。

●鮎貝地区

日時 令和3年8月5日(木) 午後7時30分
会場 文化交流センターあゆむ ホール

●荒砥・十王地区

日時 令和3年8月6日(金) 午後7時30分
会場 白鷹町中央公民館 大会議室

●荒砥・十王地区

日時 令和3年8月10日(火) 午後7時30分
会場 白鷹町中央公民館 大会議室

※各会場とも感染症対策を実施いたします。

【問い合わせ先】

白鷹町建設課 都市・住宅係
☎ 87-0784